

# 新型コロナウイルス感染症関連の保証制度一覧表（令和3年1月25日現在）

制度	協会制度			県制度融資「国連携新型コロナウイルス感染症対応貸付」				県制度融資「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」				
	認定書	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号	セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号		セーフティネット保証4号	危機関連保証	セーフティネット保証5号	認定書なし
対象者	売上要件（※1）	20%以上減少	15%以上減少	5%以上減少	20%以上減少	15%以上減少	【小規模個人事業主】（※2） 5%以上減少	—	20%以上減少	15%以上減少	5%以上減少	
	業歴要件	3か月以上			3か月以上							
制度限度額（※3）		2億8,000万円 （うち無担保8,000万円）	2億8,000万円 （うち無担保8,000万円）	2億8,000万円 （うち無担保8,000万円）	6,000万円（※6）				8,000万円			
融資期間（据置期間）		・ 運転資金 10年以内 ・ 設備資金 10年以内	・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・ 運転資金 10年以内 ・ 設備資金 10年以内	・ 運転資金 10年以内（据置期間5年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間5年以内）				・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間3年以内）	・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間2年以内）	・ 運転資金 10年以内（据置期間2年以内） ・ 設備資金 10年以内（据置期間3年以内）	
返済方法		一括返済または分割返済	均等分割返済	一括返済または分割返済	均等分割返済（ただし、融資期間が1年以内の場合、一括返済も可）				均等分割返済			
保証料率		年0.70%	年0.80%	年0.68%	年0.85%⇒0.00% （ただし、経営者保証免除の場合、年1.05%⇒0.00%） （※4）		年0.85%⇒0.425% （ただし、経営者保証免除の場合、年1.05%⇒0.525%） （※4）		年0.60%	年0.80%	年0.58%	年0.28%～1.20%
融資利率		金融機関所定の金利			年1.90% （ただし、当初3年間は年0.00%）		年1.90%		年1.30%		年1.40%	
責任共有		対象外（100%保証）		対象（80%保証）	対象外（100%保証）		対象（80%保証）		対象外（100%保証）		対象（80%保証）	
取扱期間等		指定区域：全都道府県 指定期間（※5）： 令和2年2月28日～ 令和3年3月1日	指定期間： 令和2年2月1日～ 令和3年6月30日	指定業種：全業種 指定期間： 令和2年5月1日～ 令和3年6月30日	保証申込受付期間：令和2年5月1日～令和3年3月31日				保証申込受付期間：令和2年4月28日～令和3年3月31日			
必要書類		・ 認定書			・ 認定書 ・ 申込書（様式第1号） ・ 経営者保証免除対応確認書（経営者保証免除対応の適用を受ける場合） ・ 金融機関チェックシート				・ 認定書 ・ 申込書（様式第1号） ・ 資金使途明細表（様式第5号）			・ 申込書（様式第1号） ・ 売上減少状況等報告書（様式第3号-2） ・ 資金使途明細表（様式第5号）

※1 前年同期等と比較した売上高が、各制度で定められた売上高減少率を満たしている必要があります。

※2 小規模個人事業主とは、常時使用する従業員の数が20人以下のものをいいます（商業またはサービス業は5人以下。ただし、宿泊業および娯楽業は20人以下）。

※3 セーフティネット保証（4号、5号を含む）の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）、危機関連保証の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）は、一般保証の限度額2億8,000万円（無担保8,000万円）とは各々別枠です。

※4 条件変更に伴い生じる追加保証料は、事業者負担となります。

※5 指定期間は、3か月ごとの調査の上、必要に応じて延長されます。

※6 限度額の引き上げが行われております（当初：3,000万円、令和2年6月18日以降：4,000万円、令和3年1月25日以降：6,000万円）。